

裁判員経験者と法曹三者の意見交換会

日 時 平成28年7月14日（木）午後1時30分から午後3時30分まで

場 所 千葉地方裁判所大会議室（新館10階）

参加者等

司会者	高橋康明	（千葉地方裁判所刑事第5部判事）
裁判官	岩田真吾	（千葉地方裁判所刑事第5部判事補）
裁判官	岡井麻奈美	（千葉地方裁判所刑事第5部判事補）
検察官	和田文彦	（千葉地方検察庁検事）
検察官	笠松治城	（千葉地方検察庁検事）
弁護士	青木達也	（千葉県弁護士会所属）
弁護士	林通嗣	（千葉県弁護士会所属）
裁判員経験者1番		男
裁判員経験者2番		女
補充裁判員経験者3番		女
補充裁判員経験者4番		女
裁判員経験者5番		女
裁判員経験者6番		女
裁判員経験者7番		男
裁判員経験者8番		男

議事要旨

別紙第1のとおり

(別紙第1)

【司会者】

千葉地裁刑事第5部裁判長の高橋と申します。

今日、初めてお会いする方もおられますし、実は一緒に裁判をやられた裁判員の方の懐かしい顔も見られて、とてもうれしく思います。どうぞよろしく願いいたします。

今日の意見交換会は、別紙第2記載の話題事項というものを事前にお配りしていると思いますが、基本的にこの順序に従ってやっていきたいと思います。

この意見交換会の趣旨を改めて御説明しますと、裁判員裁判が始まってちょうど7年ぐらいたちます。我々、裁判所も実際に制度が始まる前にいろいろ準備をしてきたのですが、やはり始めたときは手探りのことが結構多くて、実際に裁判員裁判をやって、その際に一緒に仕事をしてもらった裁判員、補充裁判員の人たちの様々な意見や要望を聞いて、なるほどそのようにすればいいのかということがいろいろと分かったので、実際に7年のうちで裁判の運営などを具体的に変わっていききました。

例えば審理スケジュールなども、始まった頃はかなりきつきつで入れていたのですが、もうちょっとゆとりがあったほうがきちんとした判断ができるというような御意見が多数寄せられて、最近はかなりゆとりのある審理予定を立てています。

あと、法廷での審理の仕方なども、当初はなかなか分かりにくい場面もあったのですが、いろいろな御意見をいただいて、法廷で判断の材料を基に分かりやすく提供できるような審理にどんどん変えつつあります。

そういった意味で、実際に裁判員裁判を体験された方の声を聞いて、我々、裁判所、検察庁、弁護士が今後更にこの制度をよりよくしていきたいということで、御意見をいただきたいということで設けている意見交換会です。

ただ、皆様には審理の合間とか、あるいは評議の最中に裁判官にいろいろなお話

をしていただいて、それを検察官や弁護士にもフィードバックしたり、また裁判が終わる頃にアンケートを書いてもらって、それも三者で共有してその御意見を活用させていただいているところです。

今回の意見交換会というのは、そこからある程度時間がたって改めて考えてみて、こんなところをこうしたほうがもっとよかったなとか、ここはよろしくなかったかなと、そういう御意見をいただければ、更に参考になると思って開催するものです。

とはいえ、人によっては1年以上前の事件といった古いものを担当される方もいて、なかなか思い出せないようなところもあるかもしれませんが、そこはいろいろ話をしながら思い出しつつ意見を言っていただければいいと思います。

それから、この意見交換会の趣旨というのはもう一つありまして、実はここで意見交換したことを、議事録として裁判所のウェブサイトに載せております。これは千葉だけではなくて、全国各地の裁判所で同じようなことをやっております。

裁判員制度に関心のある、まだ裁判員をされていないような方がウェブサイトをご覧になり、皆さんの生の声を聞いて、なるほど、裁判はこういうものなのか、あるいは、裁判員裁判はよかったのだな、場合によっては、ちょっとやりたくないなど、いろいろなことを思われるかもしれませんが、広く国民の方々にも裁判員制度というのを知ってほしいなという思いがあります。皆様にも今日はそんな気持ちも込めて御発言をいただければと思っております。

それでは、この話題事項に沿っていろいろお話を聞かせていただきたいと思いますと思いますが、今日のこの会では、1番さんから8番さんまでおられますけれども、番号で呼ばせていただきます。

まず1番目として、どのような事件を担当されたのかという点に触れながら、裁判員、補充裁判員を経験された全体的な感想をお聞きしたいと思います。

それでは、まずトップバッターとして、全体的な感想で結構ですのでよろしくお願いたします。

【1番】

全体の感想としましては、最初は事件の内容が全く白紙の状態に入ったものでちょっと戸惑いはあったのですけれども、だんだん耳が慣れてきまして、2日目ぐらいから大体検察官、弁護人の方の言うことが分かるようになってきました。最初はちょっと戸惑いましたけれども、すごくペースが速いなという感じはしました。

【司会者】

最初というと、初日とかですか。

【1番】

はい、初日という意味ですね。裁判官の方は事前に争点整理で把握されているようなのですけれども、私などの場合には初めてその事件に触れるものですから、ちょっとついていくのが大変だったなという印象でした。

でも、2日目ぐらいからは大体ペースに慣れてきて、最後まで、大体皆さんのおっしゃることが理解できました。

【2番】

私も初めてだったので最初は分からずに、周りの人たちも最初は意見がなかなか出なかったのですけれども、いろいろなことを分かりやすく教えていただいたので、皆さんが意見を出されるようになりまして、終わってみれば裁判官の方もこんなに意見が出てくれてよかったとおっしゃってくれたので、みんなでほっとしたのを覚えています。

【3番】

私は補充裁判員ということでしたので、普通の裁判員の方より少し楽ができるのかなというふうに思ったのですけれども、そうではなくて、皆さんと同じように裁判員プラス補充裁判員全体で話し合いをしていったという感じがあります。

覚せい剤を持ち込んだ方が外国の方だったのですが、通訳を通じてのいろいろな質問と回答とかだったので、よその国に行って裁かれるということはこういう状態なのかなというふうに、後ろのほうで見ていた記憶があります。

私たちが逆に外国に行ったときに、この荷物持っていてなどと言われて、ちょっ

と預かたりして、それが原因で捕まったりすることがあると前に聞いたことがあるので、海外旅行に行ったときは絶対そういう頼まれ事をしてはいけないのだななどと思いながら、見ていた記憶があります。

【4番】

私は補充裁判員を務めさせていただきました。女性が被害者になる特有の事件ということで、事件中は正直すごくつらかったです。私自身が裁判所に来たことも、裁判に関わったことももちろんなくて、全く初めてだったものですから、恥ずかしいのですけれども、裁判がどういうものかということも正直分かっていなくて、裁判というものは被害者を守るものであるというふうに勘違いをしておりましたので、頭の中ではきちんと過去の判例に基づいて判決を決めなくてはいけないということが分かっているのですけれども、心の中ではどうしても被害者のほうの気持ちに感情移入したくなってしまって、そこを考えるのが苦しかったのですけれども、裁判官の方ですとか同じ裁判員の方といろいろ協力して話し合っ、助け合っできたので、この経験をさせていただいてよかったと思っています。

【司会者】

4番の方に限らず、裁判に携わるのが初めてだという人がほとんどですので、皆さんそういう不安を抱いておられます。先ほども1番の方からお話がありましたけれども、最初は皆さんものすごく緊張されていますが、やっているうちにチームの中で打ち解けたりして、だんだん落ち着いていくというようなものだと思います。

それから、先ほど感情移入という言葉がありましたけれども、我々、プロの裁判官もやはりいろいろな感情を被告人なり被害者に入れながら、それでも客観的な判断をしようという形でやっています。ロボットではありませんので、そんな気持ちでやっていただいて、よかったと思っております。

【5番】

私も事件が性犯罪というのですごく抵抗がありまして、裁判をやりながら被告人を見ると、家へ帰って寝るときも頭に浮かんで来て、ちょっと熟睡ができないこと

が半分以上ありましたね。

それで、男性を見ると、この人はもしかしてというふうな気持ちが落ち着くまでに、裁判が終わって1箇月ぐらいかかりましたね。歳は行っても娘がいますので、やはりそういう立場になった場合というのを考えてしまいましたね。

量刑も初めてで、性犯罪はこんなに軽いものだというふうに思えたのですね。今までの判例を全部スクリーンで出されて、こんなものなのだと。あれがもうちょっと重ければ、ちょっと違ったのではないかなと印象はありました。

被害者の一生をだめにしたり、心の傷は消えないのですごく守られてもいいのに、やはり裁判は被告人に対してのフォローというのがすごく強いものだなという印象はありました。

【6番】

最初はやはり言葉を余り知らないので、すごく不安だったのですけれども、私の中の女性の検事さんの方がすごく分かりやすく、間のとり方といい、見事な説明をしてくださる方だったので最初からずっと入り込めまして、弁護士さんよりも検事さんのお話に聞き惚れたというか、全てずっと入ってきました。

それから、私もいろいろな分からない言葉があったのですけれども、そういうときは、いろいろ教えていただいて、いろいろな職業の方がいらっしゃいましたので、その方たちとすごく白熱した意見交換ができたのですね。良い勉強をさせていただいて、そういう経験をさせてもらったことは本当に感謝しております。

それで、裁判官のプロの視点からではない、私たち一般市民の目での意見というのを反映させていただくということで、この制度は本当によかったと思っています。

もう一つ最後に、私たちは外国人の罪を裁くということだったのですけれども、なぜその人たちはこのような危険を犯してまでも日本に覚せい剤を持ち込まなければならなかったのかなということも、ちょっと考えさせられたのですね。

罪を犯す背景というのが、その国の経済状況というものがあると思うのですね。ですから、もしその国が豊かならば、仕事をしてお金を稼ぐことによって、そうい

う犯罪もそんなには多くないのではないかと思ったのですね。犯罪には絶対に手を染めないという社会をつかってほしいなと私は思いました。

【7番】

感想ですけれども、選ばれたときは、法治国家ですから国民の義務だと思って、やらされているというか受け身的な感じでスタートしたのですけれども、実際入ってみて、裁判官とのつながりも結構垣根が低くなって、自由闊達な評議ができたのではないかなというのは思っております。

ただ、裁判の中身自体は常習的な犯罪集団で論点がかなり難しいなという気はしていましたので、なかなか紛糾しました。結果的に見て、裁判員というのは犯罪者の罪を問うという話ばかりではなくて、再発防止とか、これを生み出した土壌とかいうのもしんしゃくすると、やはりそういう啓蒙的な視点とか、周知徹底とか、モラルを上げていくようなキャンペーンが必要だなという気はしました。

【8番】

自分はずっと裁判員制度が始まったときから非常に興味を持っておりまして、ぜひ参加させていただきたいと思っていたところでちょうどやらせていただくことになって、本当にうれしくて積極的に参加させていただきました。

裁判の内容なのですけれども、今回は特に共犯の被告人は本当に犯人なのかと、そのような証拠も少なく、共犯者や被告人の自白、ほとんどそれを材料にして考えなければいけなかったというのがちょっとつらかったですね。

【司会者】

どうもありがとうございました。

それでは、一通り裁判員あるいは補充裁判員の方々からお話をお聞かせいただきましたので、ここで法曹側もそれぞれ自己紹介を兼ねて、裁判員制度についての感想なり思いなりをちょっとお話しただければと思います。

まず裁判所のほうから行きますか。では、岩田裁判官からお願いします。

【岩田裁判官】

裁判官の岩田といいます。裁判長とともに同じ合議体で裁判をしております。

私は裁判員裁判をやっている数というのはそれほど多くはないのですが、やはり裁判員裁判で裁判に初めてくる方と一緒に審理をするということで、その裁判員の方々にどれだけ判断をしやすくしてもらえるかということを中心に考えて、裁判所、検察官、弁護人のそれぞれが考えてやっているのではないかなと思っておりまして、私たちも審理の途中ですとかで皆さんとお話しさせていただきながら、これはこういうことだったのではないかということで、ちょっとずつお話ししながら皆さんと一緒に判断していこうというような感じでやっております。

今日、皆さんからいろいろな忌憚のない意見をいただき、今後の裁判員裁判の糧にさせていただければと思っております。よろしく申し上げます。

【岡井裁判官】

裁判官の岡井と申します。私も高橋裁判長と一緒に合議体に出まして、3番の方、7番の方、8番の方とは一緒に裁判員裁判をやらせていただきました。

私が裁判官になったときには裁判員制度というのは始まっていた頃でしたので、最初から裁判員の方と議論するのが、ある種、当たり前といいますか、そういうものとしてお仕事を始めてはいるのですが、その中でも裁判官だけでやる事件もあるのですが、裁判官3人だけで議論するよりもやはり断然、補充裁判員の方を含めて11人でいろいろな角度からの視点が出てきて議論が深まっていくというのはすごく意味があることで、本当に私自身も事件ごとにすごく勉強させていただいていますし、すごく良い制度だなと実感しながら日々仕事しております。

先ほど4番の方、5番の方がおっしゃったように、やはり刑事裁判は制度の目的からしていろいろな限界があって、被害者の気持ちが報われなかったりとか、7番の方、8番の方と一緒にした事件も御遺族のことを考えると、ということとかが中にはあって、やはり自分の気持ちと実際の結論というところのギャップに裁判員の方と同様になかなか厳しいな、難しいなと思うところもあるのですが、今日はそういった御感想も是非お聞きできればと思いますので、よろしくお願いいたします。

ます。

【司会者】

では、次は検察官のお二人、まず和田検事からお願いします。

【和田検察官】

検察官の和田と申します。私は千葉に4月から来ているものですから、こちらでお会いする裁判員の方々は初めての方ばかりということです。

私は裁判員制度がこれから始まるぞという段階から、例えば裁判員制度が始まりますという広報をして回ったりという経験をして、実際に始まって、一通り経験してきましたけれども、やはり裁判員裁判というのは、事件あるいはその被告人について社会全体で考えるという大きなテーマがあると思っていますので、それが今、すごく定着してきて、普通に裁判員裁判が毎日行われているという状況については、広報をしている頃は想像もしなかった状況ですけれども、非常に良い制度だというふうに感じております。

裁判においては、もちろん裁判所、検察官、弁護士、立場がそれぞれ違うのですが、裁判員の方々にきちんと事件を理解していただいて、適正に判決を判断いただくという視点がありますので、そこは法曹として分かりやすく立証していかなければいけないなということで、検察庁もかなりその視点には工夫を重ねてはいるのですが、まだまだ足りないところもありますので、こういった機会に率直な意見をお聞きできたらなと思っています。

私からは以上です。

【笠松検察官】

検察官の笠松と申します。私もこの4月から公判部という部署で裁判を担当させていただいております。

私は検察官になってから少しして裁判員制度というのが始まるということで、まさに裁判員が始まったときから裁判員裁判をやらせていただいております。本当に最初の頃は、どうやっていこうかと試行錯誤しながら、検察官の立場からすると、

どのような証拠を出せば裁判員の方に分かりやすくきちんと心証をとっていただけるか、どのような主張をすればなるほど説得的だと判断していただけるか、そういうことを考えながらやってきておりました、そこから比べると少なからずは検察官としても大分主張、立証というのは型にはまってきたのかなと思う部分もございしますが、まだその反面なかなかうまくできなくて、後々アンケートとかでいろいろ厳しい御指摘、御批判をいただいたりすることもあります、そういうものを謙虚に受けとめながら、よりよくきちんとした刑事裁判を検察官の立場できちんとできるようにしていきたいなと思っております。

今日は先ほど6番の方が、間のとり方がお上手だったとか、担当検察官の評価をしていただきましたが、6番の方に限らず当時の検察官の訴訟活動等について忌憚のない意見をいただけたら今後の参考にできるかなと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

【司会者】

それこそ制度が始まる前後ぐらいに、検察庁は専門家を呼んでプレゼンの練習をしたとか聞いたことがあるけれども、最近はどうですか？

【和田検察官】

そうですね。研修所のほうで、なりたての検事についてはそういう講義を設けてやってはいるようです。

【司会者】

ありがとうございます。

では、次は弁護士のお二人、まず青木弁護士からお願いいたします。

【青木弁護士】

弁護士の青木と申します。私は弁護人登録が5年目になるのですけれども、裁判員裁判は何回かやらせていただきまして、こういう会も実は2回目の参加になるのですけれども、大体弁護人が分かりにくかったと、検察官が非常に分かりやすかったという意見を聞いて帰ることになるので、何でだろうなと思うところもあるし、

実際にやってもそう思うときも確かにあるのですけれども、今日も実はこの会があるということで、時期は事前にお知らせいただいたので、各弁護士にこういう会があるので傍聴できますよと言ったのですけれども、時間がちょっと短かったものですからなかなかスケジュールが合わなくて弁護士は来られなかったのですけれども、これを聞いてほしいというのを実は書いて持ってきたのですけれども、聞けたらお伺いしようかなと思っております。

それと、なぜ弁護人のプレゼンが分かりにくいのかなというのは、隣に被告人が座っていて、その被告人とずっと接してきて、接見も何回も、直前になると毎日のように接見に行って打合せをしているような関係にあって、弁護人として思うことと被告人が述べてほしいことというのは違うこともあるだろうし、一致することもあるのですけれども、そこを調整しながら微妙なことを言わなければいけないときもあったりするところの難しさ、分かりづらさを、もしかしたら感じるころもあるかもしれません。

弁護士会も実は裁判員裁判を、当初はそんなに余裕がなかったのですけれども、今は弁護士の数も増えましたので、裁判員裁判をやるには条件があって、法廷弁護技術研修というのをやらなければ裁判員裁判に携わることができない。それは東京の著名な弁護士が来て講師をやって、それを2日間ぐらiyorるのですけれども、それを受講した人だけが裁判員裁判をできるという仕組みになっているので、技術向上に弁護士会としても取り組んでいるところではないかなと思います。

今日は弁護人が悪かったという点だけではなくて、弁護人はここがよかったよという点も聞いて帰ればいかなと思いますので、よろしく願いいたします。

【司会者】

個人的な感想ですけれども、千葉の弁護人さんは、私としてはすごいレベルが高いなと思って、プレゼンなども下手すると検察官よりものすごく上手に訴えかけられるような方が結構な数いて、すごいなと思っているのです。

【青木弁護士】

本当に今すごく何十件とやっている弁護士も多いので、レベルが高い人はレベルが高いですけども、それがどんどん引き上げられればいいかなという感じはしますが。

【林弁護士】

弁護士の林と申します。私が弁護士になった頃は裁判員制度というのはもう始まっておりまして、実は私も千葉地方裁判所で修習をした立場なので、評議の場にも立ち合わせていただいたことがあるのですが、やはり一般の方の立場からすると、いきなりこういう場に呼ばれて自分の意見を言えるのかというところはかなり心配かと思うのですけれども、私が評議に立ち会ったときは、裁判官が議論を整理して、裁判員の方の議論を引き出すような形で進んでいたような印象がありました。

なかなか一般の方の立場からすると直感的なところとか、感情とかを移入してしまって、客観的な判断が難しいというところもあると思います。

そういった中でも弁護人の立場としては、こういう証拠を見てくださいとか、こういうふうに見てくださいというところで分かりやすい説明などをしようというのを心掛けているところかなと思います。

先ほど言った、裁判員裁判に向けた研修を丸二日かけてやるものなのですけども、かなりプレゼンというところを意識してやっているものではあります。そういったところでどういうふうになれば裁判員の方に分かりやすい説明になるかというのは心掛けて、弁護士会全体としてやっているところかなと思います。

【司会者】

どうもありがとうございました。

それでは、一通り皆さんのお話が聞けたところで、今度は別紙第2の2番の項目に入っていきたいと思います。

この項目の(1)の「冒頭陳述について」に3つほど点が打ってありますが、どれも結構です。検察官の冒頭陳述が分かりやすかった、分かりにくかった、あるいは弁護人は褒めてほしいという話だったので、いい冒頭陳述がもしあれば、具体

的に教えてください。

あとは、先ほども初日が大変だったというお話の中で、よく私たちが聞くのは、初日にいろいろな情報が降りかかってくるので、裁判員、補充裁判員になりたてのときは緊張してそれどころではないところに、最初の冒頭陳述でものすごい情報が流れ込んできて、そこがそしゃくできなかつたというような話も何人かから聞いたことがかつてあります。

それから、裁判のルールというのは恐らく各裁判官が説明していると思うのですが、けれども、証拠を見て事実を判断しましょう、証拠を見て刑を決めましょうというルールでやっているのですが、中には昔の冒頭陳述とかでは、証拠の中身みたいなのも全部冒頭陳述に盛り込んでしまって、その段階からすり込みをしようという検察官とか弁護人とかもいまして、それは非常に皆様の理解に悪影響だったというような時代もありました。

いろいろな観点があると思うのですがけれども、率直なところでいいです。これはむしろ検察官の方、弁護人の方に対する要望なり意見という形で言っていただくとありがたいのですがけれども、どなたでも結構です。

【1番】

私の事件は、事件関係者というか複数人いるのです。複数人の裁判が一緒の審理ではなくて、それぞれ別々の裁判だったのです。私が担当した裁判の場合には、他の人の判決は誰が懲役何年とかというのが既に判断されていて、その一部分だけをやるということで全体が見えなかったのですね。全体が見えなくて、これこれを証拠の中で判断してくださいという話があったので、その点がちょっと違和感ではありましたね。

それから、資料なのですからけれども、検察官の資料も弁護人の資料も非常に分かりやすいですね。争点がカラー印刷で赤で書いてあったり、本当に至れり尽くせりといえますか、ここを知りたいなというところが赤になっていたり、非常に分かりやすく、皆さん、裁判員裁判に慣れた弁護人さんとか検察官の方だなという印象は

持ちました。冒頭陳述とかその辺の資料に関しては非常に分かりやすいということで、特に分かりにくいとか、もっと欲しいとかというのはありません。非常に適切だったと思います。

【6番】

先ほどの方はカラー刷りで分かりやすいというお話があったのですが、弁護人によっては分かりやすいのと分かりにくいというのがありまして、やはり弁護人によって全然書き方が、この人は分かる、でもこの人はだらだらで分かりにくいというのが、ちょっと感じました。だから、ちょっと個人差がありました。

【司会者】

冒頭陳述の後に証拠調べでいろいろな人のお話が聞けるので、最初にこの事件のポイントはこうですよというふうに、端的に言われるとよほど頭に入るけれども、文字でだらだらと書かれてしまうと結局どこが大事なのか分かりにくいと、そんな感じになるということですか。

【6番】

そうですね。

あと、私たちは外国人の事件だったので、通訳を交えて返ってくるのですね。そうすると、何となく私たちは言葉が分からないものですから、被告人の態度、顔つき、そういうもので、この人は本当のことを言っているのだろうかとか、反省しているのだろうかとか、判断しなければいけなかったもので、通訳が本当なのかと言ったら変ですが、ちょっとひいき目で見ているのではないかとかという話も私たちの中ではちょっとありました。

【司会者】

通訳をお願いしたのは裁判所なのですが、基本的に通訳の方はマシンに徹して被告人あるいは証人が話したことをそのまま訳してくれというふうをお願いしています。だから、本当に上手な通訳というのは、乱暴な言葉使いがあったり、あるいはちょっと言いよどんだり言い間違えたりしても、それをそのままちゃんと通

訳してくれて、なるべくその生の形が分かるようにしてくれるのですね。

ただ、通訳人の方にもレベルがありまして、そこまで上手にできる人と、まだ難しいなという人もいるので、難しいなという人にはなるべくそういうふうにしてということをお願いして、ちゃんとその研修をしているのです。

ところで、プレゼンの関係で、検察官あるいは弁護人のほうから、ここをちょっと聞いてみたい、自分たちが努力している点を、皆さんはどう感じるのだろうかというのが何かあれば、先ほど1番の方からは複数の被告人が関わっている事件で、全体像が見えないような形で審理したような感じがして、ちょっと分かりにくかったみたいな話があったのですけれども、検察官は、どういうことを心がけて冒頭陳述をつくっていますか。

【和田検察官】

私はということになるかもしれませんが、冒頭に裁判長がおっしゃったように、昔は情報を詰め込みすぎた冒頭陳述というのが割と多くて、詳しく最初に説明したほうがいいだろうというような思いがあったのですが、時代的には最近はそういうのはなくて、骨子で大筋を理解してもらおうというところに力を注ぐような冒頭陳述をするようにしていると思いますので、関係者が多い事案はやはり関係者の関係をまずは理解いただいて、それぞれの立場というのを示せるようにはしています。

先ほどの話では、多分共犯者が何名かいる上に、裁判自体に出てくるのはそのうちのお一人で、他の方は別の裁判で既に判決が出ていたり、そのあたりの紹介、つまり関係がある人の裁判の進行とか、どういう処分を他の方が受けているのかという説明を冒頭にどうやってするのかというのは、私にもわかにどうすべきかというのは今、答えが出ないぐらい難しい問題かもしれないなと思いました。

【司会者】

弁護士のほうから何か皆さんに言いたいこと、聞きたいことがあれば、お願いします。

【青木弁護士】

弁護人としてやっているから、個人的な感想かもしれませんが、やはり検察官の冒頭陳述ですばらしいものが出てきたときに、これはもう間違いないなと思うものをいかに引き戻して、いやいや違うのだよというものをいかに出すかというのが弁護人の冒頭陳述で、弁護人が考えているストーリーを示すという形でやっていきたいと思ってやっています。

ちょっとお話に出たのが、弁護人によっていろいろ書き方が違って、分かりづらいうということだったのですけれども、これはやはり同じような形で並べられたほうが理解しやすいと、そういうような感想ですかね。

【6番】

そうですね。見た目ではっと入るほうが分かりやすいですね。

【青木弁護士】

本当に技術的な話で、例えばA3で大きい紙で出てくると、こういうA4 1枚ぐらいで出てくるものと、どちらのほうがすっと入ってくるのですか。

【司会者】

事件の規模とか複雑さにもよりますね。

【青木弁護士】

なるべく少ないほうがやはり分かりやすいですかね。

【6番】

そうですね。あまりたくさん文字をいっぱい羅列されても、簡素化というか、ぱっぱともうちょっと空間を空けるとかしたほうがぱっと目に入りやすいというか、私の場合は飲み込みやすかったですね。

【司会者】

他の方はどうですか。字がたくさん書いてある冒頭陳述中にはありますし、本当にポイント、ポイントだけを書いて、ここを注目してこの後の証拠調べを見てくださいねと、その上で判断してくださいねと、簡潔にメニューだけを書いてあるような冒頭陳述とかありますが。

【6番】

後者のほうが、素人としてはすごく分かりやすいなというのは感じましたね。

【司会者】

他の方はいかがですか。岡井裁判官，我々が御一緒に事件を担当した裁判員の方も同じような意見の方が多かったですかね。

【岡井裁判官】

やはりポイントだけが書いてあったほうが良いという意見が多いですね。あまり字がびっしりだと読む気もなくなるという意見もありましたね。

【6番】

そうですね。頭がだんだん疲れてまいりますと、一回で入り込まないので、簡素化のほうが良いです。

【司会者】

私が同じチームを組んだ裁判員，補充裁判員の方々には，その後の証拠調べが勝負なのだという話はいつもしているのですね。そこで見たもの，聞いたもので私たちは判断するのですという話をしているので，そこに精力を傾けてほしいと。その冒頭陳述というのはあくまでメニューとか道しるべなので，どんな証拠をどういう目的でこれから調べるのかというポイントだけを書いてもらおうと，本当にその証拠調べのほうに全力を注いでもらえるのかなという感じがしておりますね。

【岡井裁判官】

初日の冒頭陳述のときは，皆さん，結構緊張されている感じですから，やはりなかなか頭に入っていくにくいですね。

【司会者】

それでは，今，聞いたのがプレゼンのことですが，今度は証拠調べそのものについて，大きく分けて2つのスタイルがあると思うのですが，特に事実関係に争いがない場合には検察官のほうで作成した書面を朗読して，それで裁判体のほうで理解していくというパターンと，事実関係に争いがある事件というのは実際に証人とし

て被害者が来たり，目撃者が来たり，共犯者が来たりとか，いろいろな人が来て，そういう人たちから生でお話を聞くと，こういう2つのパターンがあります。

争いが特にない事件でも，事件によっては書面で読み上げられるよりは，体験した人に直接聞いたほうが分かりやすいなということで証人としてお話を聞くこともありますが，皆さんが体験された事件では証拠調べで，書面にしても証人にしても，理解はしやすかったですか。あるいは，ここはこういう工夫があるともっとよかったということはありませんか。

【2番】

私の事件は酒の席での事件だったので，証言者がお酒を飲んでいたので記憶が飛んでいる感じだったのですね。だから，検察官が示してくれた現場の立ち位置とかが，証人として来てくれた方がその場で話した意見と全然食い違っていて，これは証言として成り立たないのではないかみたいな感じで，余りにも証言が違ったのです。

その場は，証言は証言として聞いて，検視官の方の話で記憶違いが分かったりとしました。

【司会者】

ちょっと不幸にも余り証人としてはふさわしくない人だったのですね。こういうとき，検察官はどうしますか。一応，この証人は記憶があってちゃんと話せるかなと，事前に打合せをしますね。

【和田検察官】

今のお話だと，結局他の証拠と合わない証言をそのまま残して証人尋問が終わってしまったということだったなら，ちょっと問題があると思いますので，最初から御遺体を見たお医者さんの話でフォローするつもりだったのかもしれませんが，そこは来た方がもしかしたら事前の打合せと違うことを急におっしゃった可能性もありますけれども，多分その場にいた検察官も非常に厳しかったのではないかと思います。

【岩田裁判官】

証人によって検察官が立証したいポイントがどこだったのかというところが、実際の行為部分ではなくて、例えば行為に至る経緯のところをもしかしたら立証しなかったのかもしれないし、その辺が裁判員さんに伝わっていなかったとすれば、それは伝わり切らなかったという感じなのでしょうね。

【司会者】

例えば、4番の方、5番の方が担当された事件というのは、刑の重さが問題になったので、特に被害者は証人として来られなかったので、それこそ捜査段階で被害者が述べたことに基づいて判断したということですね。直にお話はお聞きできなかったけれども、どういうことをされたのか、あるいはそのときの感情、自分の嫌な気持ちとかは十分に伝わりましたか。

【5番】

それは分かりました。

【司会者】

伝わってきましたか。

【5番】

はい。

【司会者】

一方で、7番の方、8番の方が経験した事件はいろいろな証人が来て、この人は本当のことを言っているのかどうか悩ましい事件でしたが、どうでしたか。

【8番】

証人の方全員が事件に絡んでいる方という感じでしたね。

結局、仲間ではないのだけれども、お互いをかばい合って証言を、いわゆる口裏合わせをしているので、証言内容からして信用できない部分はありましたね。この人は本当のことを言っているかなとか、この人は絶対何かつくっているかなとか、そう思うところもありました。

【司会者】

他の方はいかがですか。

【7番】

今のそういう犯罪の専門集団関係者の発言というのは、なかなか語尾をはっきり言わないとか、専門用語が出るとか、威圧的な雰囲気、なかなか我々も圧倒されそうなのですけれども、よかった点というのは、そういう中でも終わった後に、論点をまとめて、こういうことでしたよということで、それを論議しながら進めていくというのは、そういう犯罪の専門集団に対する我々の接し方としては、よかったですね。

【司会者】

よく裁判員の人に感想を聞くのですけれども、外国人の覚せい剤の密輸事件などは、普通に生活していたら密輸のやり方も分からなければ、そんな組織があるというのも全然具体的なイメージにないけれども、実際の裁判を見て、いろいろな人から話を聞いて、こういうやり方なのだ、こういう犯罪なのだというのがよく分かったとか、普通はそういう人と接することはないので、この世界の人間はこんな感じの考え方をするのだ、こんなやりとりをするのだというのを知るということは、勉強になりますね。

一通り証拠調べのところまでお聞きしたかなと思いますので、それを踏まえて最後の場面で検察官と弁護人がそれぞれ論告と弁論ということで、事実関係が争われている事件ではそれぞれの証拠に基づく見立てをして、この人が犯人だろう、あるいはこの人はこういう気持ちでやったのだろう、間違いないだろうというのを検察官が言う。いや、そうではないという弁護人の反論がある。

一方、事実関係に特に争いが無い事件については、刑を決める上での大事な要素は、証拠で出てきたここを見てください、ここから判断してくださいねと。あるいは具体的な刑、これぐらいの刑が妥当なのではないかというようなお話があって、それを踏まえてその後の裁判員と裁判官との評議に進んだと思うのですが、その最

後のプレゼン、基本的には検察官も弁護人もその後の裁判体の中の評議のために提示するプレゼンなのですが、これがうまく機能していたかどうかという観点から、何かお気づきの点があれば教えていただきたいと思います。これもどなたでも結構ですので、何かあればお願いします。

では、量刑のほうで見てみます。例えば4番の方と5番の方が担当された事件について見ると、検察官の論告は、対応結果、常習性などを指摘して、何年にしてくださいという主張だったと思います。

一方で弁護人のほうとしては、二度とこういう犯罪を犯さないような環境は整っていることなどを訴えて執行猶予を求めてきたと。ざっくり言うとそんな感じでしたけれども、それを踏まえながら、いろいろ皆さんで議論したような感じですかね。

【5番】

量刑に関しては私たちは全然分からなくて、同種の事案の表を見てこの範囲だというふうに言われて、それで常習性があるということで、保護観察を付けたのですね。

一応、奥さんが証人に出られていたのですけれども、やはり身内ですし、きちっとしたものがなければ、意志の弱いような感じの人だったのですね。だから、量刑を言及するときには、再犯ということもあり得るから、きちっとしたことがあってもいいのではないかということを考えました。

【司会者】

弁護人の立場で量刑が問題になるときに、どういうところを気を付けられていますか。私たちは裁判員の方々と接していて、余りにも無理筋なことを言われると、かえって引いてしまって説得力がなくなるようなこともあるし、かといって、被告人に有利なことはなるべく出したいという思いもあるだろうし、その辺が弁護人は大変だなという感想を裁判員や補充裁判員の方々からよく聞くのですよ。

【青木弁護士】

量刑として、いい量刑を出しやすい事案もあるのです。例えば未遂ですとか、自

首していますというような話だとか、前科前歴がないというところは出しやすいし、それは特に共感のできる点なのかなと思うのですけれども、なかなか量刑として出しにくいような情状の余地のないような事件などは、確かに本当に苦勞するのですけれども、やはりそこは被告人がどのようなことを弁護人に訴えているのかということをよく聞き取って、それを前提に言えることは言わなければいけないのかなと思います。これは私の個人的な意見なのですが。

ただ、他方で、それを言っても響かないし、かえって悪印象だよというところは、被告人と議論をして、そこは落とそうかと。それでもやはり言うべきなのかというのは議論して、最終的にはそこは残そうということになれば、そういう判断をするかなと思うのですが、そこは確かにおっしゃるとおり非常に難しい、なかなか答えが出ないのですけれども、難しいところかなと。

弁護人も悩んで、そこは主張しているのだというところを分かっていただけとありがたいかなとは思いますがね。

【司会者】

弁護人の方は苦勞しているだろうと、大抵の裁判員、補充裁判員の方々はその苦勞を見ながら主張とかを聞いていることが多いのですよ。

今度は、例えば否認事件で争いがある事件などで、3番の方の事件は覚せい剤密輸の事件で、要は検察官としてはこういう状況を見れば、それは知っていたはずだというような論告で、弁護人としては、いやいや、日本に来た目的も違うし、全然気付くような状況ではなかったと、かなり言い分が全然違ったような事件だったと思いますけれども、このそれぞれの論告、弁論を見ながら、どういう印象を受けましたか。率直なところはどうでしたか。

【3番】

検察官と弁護人のお話を、私は補充裁判員なので、後ろのほうで聞いていたのですけれども、証拠をきっちり出して私たちに分かりやすく言ってくださったのはやはり検察官のほうかなという印象を受けました。

弁護人は、検察官の言っていることは分かるのだけれども、それはちょっと余り触れたくないなというような感じで、少しずらしているように感じたのですね。

弁護人もいろいろなことを聞くのですけれども、通訳が入るので、私たちは外国語は分からないので、きっちり伝わっているのか、きっちり訳されているのかというのちょっと疑問を持ったりしたのですけれども、その辺の分かりやすさという点に関しては、この冒頭陳述のメモなどもそうなのだけれども、ぱっと見て目に入ってくるようなプレゼンだったので、そういう点ではちょっと差があったかなと感じました。

この外国の方はお金がないから、国選弁護人だったのではないかなと思うのですけれども、私がちょっと疑問に思ったのは、国選弁護人と実際自分がお金を払う弁護士さんとは態度は違ってくるのですか。国からお金をいただいて、多分そういうことはないと思うのですけれども、淡々と弁護していらっしゃったので、お仕事として淡々とやっていたのだと思うのですけれども、これは大量のお金を支払ったら、もっとちゃんと弁護してくれるのかなというように感じてしまったものから、その辺はどうなのでしょう。

【司会者】

よく裁判員の方から聞かれる質問です。要は、私選の場合と国選の場合で、力の入れ方が違うのかと。私たちは一定の説明をいつもしているのですが、これは弁護士さんからお聞きするのが一番分かりやすいと思いますので、お願いします。

【青木弁護士】

私は全く差を付けた覚えはないですし、私選弁護自体がそんなに多くはないので、ほとんど国選ばかりなのだけれども、そこは全く差を付けた記憶はないですね。

【林弁護士】

私もそうですね。ちゃんとやる方は国選でも私選でも特に基準を変えずにちゃんとやっていると思いますし、弁護人としては裁判員とか裁判官に見られる立場ですので、自分として納得できるような弁護活動をしたいというふうにも考えている方

が多いと思うので、そこは国選、私選を問わず、力を入れて私たちはやっているつもりです。

【3番】

大変失礼なことを聞いてすみませんでした。ちょっとお金の多寡で違ってくるのかななんて思ったものですから、ありがとうございました。

【司会者】

お二人の弁護士にそう言っていただいて、私たちも安心しました。個人の力量の差というのはあるのですけれども、どの弁護士もその力量の中で、私選だろうが国選だろうが全力でやってくださっているのを実感していますので、今それを実際に御説明いただきまして、よかったです。

論告、弁論の関係で何か検察官、弁護人に注文などがあれば、この機会ですのでおっしゃってください。

特になければ、裁判官のほうも聞いてみまじょうか。裁判官の役割としては私個人的に思っているのは、一つの事件で新たなチームがその都度組まれるので、そのチームがうまく円滑に議論できるような土台設定が裁判官の役割として大事ななと思っているのですね。

そういう意味では、例えば審議の最中でも裁判員や補充裁判員の方々が、今、何をやっているのだろうかとか、何のためにやっているのだろうかとか疑問を持ちながら次の手続に進んでいってはいけないなと思っているので、その都度、皆さんからの感想とかを聞いて、そこについて御説明して、あるいは当事者に説明させたりしますし、評議の場面とかでは、何を私たちは決めなければいけないのだ、私たちのミッションは何なんだという目標をみんなで掲げながら、今はまず最初にこれをやりましょう、次はこれをやりましょうと、そういうロードマップをつくって、あとは自由に議論をしよう、そんな感じで私自身はやっているつもりなのですが、皆さんから見て、もうちょっとこういうところを、こういう工夫があればいいなとかあれば、ぜひお聞かせ願いたいと思います。

【2番】

裁判官の方はもっと堅苦しいのかなと思っていたのですが、結構ざっくばらんいろいろな話をしていただいて、分かりやすく説明していただいたので、こちら素直に飲み込めたかなと思います。

【6番】

私はやはり2番の方と同じように、裁判官とかそういう世界は雲の上の人で、全然お話しすることはできないだろうと思っていますけれども、本当に垣根をずっと下げていただいて、私などもいろいろお話ししたら、ちゃんと教えてくださったりして、すごくやはりよかったなというのを感じました。

【司会者】

無理して下げているわけではないのです。もともとそういうキャラクターの人は、それが自然体で多分できていると思うのです。

【4番】

3人の裁判官の方がとても優しく穏やかな方で、私もちょっと裁判官の方は怖いのかなと思ったのですが、そんなことがなく、話しやすい雰囲気をつくってくださってよかったと思います。

【5番】

裁判官と話してみたら、私的なことも全部しゃべられて、話してみるとすごく違いますね。やはり私たちは偉いものだ、もう別格という感じで一番最初は見えてしまうのではないですか。だから、こうやってフランクにしゃべるというのはすごく必要だなと思いますね。

【司会者】

ありがとうございます。そう言っていただけると、我々も今後も同じような感じでやっていきたいなと思います。

【3番】

先ほど5番の方や2番の方が言ったように、裁判官の人とお話しするという機会

が、お友達とか親戚にいない限りはなかなかそういう機会がないので、本当に堅苦しい裁判の話だけしなければいけないのかなと思っていたのですけれども、すごく穏やかでフレンドリーに話しかけてきてくれて、事件に関しても自分の意見をすごく言いやすいような雰囲気をつくってくださったので、やはりこういう制度はとてもいいなと思いました。

【司会者】

ありがとうございます。

私は裁判官になって20年ちょっとになるのですけれども、この制度ができる前の裁判も経験していますし、できた後の裁判も経験していて、本当に裁判員裁判は素晴らしい制度だと感じています。すごくいいなと思ってやっているの、皆さんにもどんどん意見を言ってもらいますし、私もかなり自由に意見を言う、そんなチームがいいなと思いながらやっているのと、あとは自然体でやっているだけで、今後も同じようにやっていければと思います。

【岡井裁判官】

4番の方と5番の方にお伺いしたいのですけれども、最初に4番の方とお話ししたときに、刑の決め方というのが想像していたものとちょっと違う考え方で決めなければいけないのだなというところで、ギャップがあったというお話があったと思うのですが、多分裁判官から刑の決め方はやったことを中心に見てという説明があったかと思うのですけれども、評議に入ってからタイミングで話をされたときに、今まで自分が思っていたこと、例えば被害者のこととかばかりを重視するのではなくて、刑を決めなければいけないというのがその段階で分かって、もっと早くそのことを知りたかったという御感想があるのか。それとも、それはそのタイミングで聞いて、それでよかったかなという感じなのか、どうですか。

【4番】

私はそのタイミングでよかったと思います。

【岡井裁判官】

ありがとうございます。

【司会者】

今のその関係の話をすると、もっと重たくしてもいいのではないかという感想をお持ちなのもまさにそれぞれのセンスですし、そういう意見をどう持っていただいても構わないわけで、実際に性犯罪の刑というのは、裁判官だけでやっていた時代に比べて重たい傾向になってきているのですね。とはいえ、他の人と比べて重過ぎる刑になってはいけないので、だからこの7年間の積み上げで、他の事件ではどれぐらいの刑だったのだろうかというのを見ながら、そこと大きく離れるような刑にはしてはいけないなということで、必ずあのグラフを見てもらって、それがそれぞれどんな事件だったのかというのを見てもらってやっているのですね。

これは弁護士としても、性犯罪というのは刑が問題になるときは悩ましいですね。

【青木弁護士】

そうですね。私も性犯罪は、裁判員裁判では余りないのですけれども、やはり性犯罪は被害者がおられるのですけれども、被害者の落ち度のようなことを言わなければならないような局面もなきにしもあらずで、それを言わないとやはり弁護士としての職務を果たしていないというふうに後で評価されてしまう可能性もあるので、そこは難しいなと。今回の事案は全く落ち度のない方だということなので、恐らくそういうことはなかったのだろうと。その辺が一番弁護士としては、やっていて悩ましいのかなと。

あとは、証拠調べの話になってしまうのですが、被害者を呼んで話を聞かなければいけないのかどうかというのは、今回はなかったということでしたね。それはよかったのではないかなと、適切だったのではないかなと思っています。

【司会者】

今、一通りやりましたが、先ほど岡井裁判官から質問があったように、検察官も弁護士もせっかくの機会ですので、聞いてみたいということがあれば、御自由にお聞きになってください。

【5番】

ちょっと弁護士にお伺いしたいのですけれども、被告人と打合せがありますね。それで、私たちの事件の被告人というのは、弁護人が言われたことに対してぱっと文章を読む感じで、全然心を読めなかったのです、そういうふうな打合せをしたのか、それとも、打合せをやっていても、被告人は、反論ではないのですけれども、打合せと違うことをやるということもあるのか、打合せというのはどの程度の打合せまでされるのかなというのがすごく気になるのです。

【司会者】

その辺を、特に企業秘密とか言わずに、さしつかえない範囲で言っていただければと思います。

【青木弁護士】

基本的にはちょっと話をしたかもしれませんが、裁判員裁判の、恐らく被告人質問というのをやられたのだと思うのです。真ん中に立って被告人がしゃべるという機会はあったかと思うのです。その準備が一番メインの準備になるので、入念な準備をやっているのがほとんどの弁護人だと思っています。

ただ、いろいろなケースがあるのかなと思うのですけれども、例えば私が前日準備したことで話をすると、こういうふうにしようという形である程度の準備はしていたのですけれども、当日になったらもう全く口がしゃべらなくなってしまって、緊張とか、皆さんにぱっと見られたときは練習してもそのときは言葉が出てこないとなったときには、どうしても誘導的に、それはこういうことでしたよね、はい、それはそう思ったのですよね、はい、そういうふうになってしまうことがないことはないかなと。あとは、そもそも被告人が言葉を余り出せない、自分の意見をなかなか述べられない人で、さんざん苦労しながらもそういうふうには、本番ではこういうふうにしようかなというのを弁護人同士で話をして、何とか引き出そうというようなことがあるのですけれども、私たち弁護人としては本当の被告人を見てもらいたいという姿があるのですけれども、なかなか本番の雰囲気、緊張感もあってとい

うので、なかなか出てこないというケースもあるかなと思います。

ちょっとこちらの事案がどうだったかは分かりませんが、基本的にはそういうふうに行っているつもりです。

【5番】

それが反対に、余りにも上手過ぎて、言わされて言って、こういうふうになれば量刑が軽くなるというような印象がすごかったですね。だから、反省しているイメージが全然なかったのですね。

【青木弁護士】

そういうケースもまああるかもしれませんね。割合、どちらかというに出ないほうが、その素が出ていていいのかなというときもあったりはするのですけれども、逆にそういうような準備をし過ぎていたり、慣れてしまっているのか、分かりませんが、そこは弁護人としては気を付けなければいけないのかなと。

【5番】

ベテランと言われていましたからね。弁護人さんがベテランだから、慣れていらっしゃる方というのは言われていました。

【青木弁護士】

どういうキャラクターなのかというのは、やはりなかなかその立場に立って見ないと分からないですけれども、先ほど述べたとおり、弁護人としてはしっかり打合せはして、弁護人は被告人の立場に唯一立てる人物なのかなと思っているので、被告人の立場に立った弁解をなるべく引き出すような尋問をするのが一応職務なのかなと思っています。

ちょっと回答になっていないかもしれませんが。

【司会者】

今の感想というのは、すごい我々法曹にとっては大事ですね。要は生の声というか、本当の気持ちというのが裁判員などの、判断者に対してうまく弁護人としてそれを伝え切れていないわけですね。

【林弁護士】

打合せをするときはするのですけれども、どの被告人に対しても一言一句せりふを読むように記憶はしないでくださいということはどうなたにも言っているのですけれども、一方で打合せを入念にする中で、ここはこう言ってほしいというところはあるので、その兼ね合いがやはり難しいですね。せりふによっては、やはり気持ちが伝わらない、そこは気を付けているのですけれども、難しいところではありますね。

【司会者】

どうもありがとうございました。

他に何か、検察官、弁護士さんからでもいいですし、裁判員、補充裁判員経験者の方々から我々三者に対してでも結構ですが。

【青木弁護士】

7番の方、8番の方、同じ事件をやられたかと思うのですけれども、この事件は結局、先行する事件があつて、それがもう決まってしまうと、最後にこの方だけがいて、罪が問われるかどうかというところだったので、結局、もしこの方がその罪を問われなくなった場合、誰も責任を問えないということになる、その辺の難しさみたいのはどのようにお感じになられたのかというのを率直にその辺の気持ちを、判断するときには難しかったかどうか、その辺はどうですか。

8番の方は先ほど述べられていましたが。

【8番】

亡くなられた方の御遺族の気持ちからすれば、なかなか納得しづらいかもしれませんが、我々は、法律のルールにのっとって判断するほかないので、法治国家ということですから、そこは致し方ないのかなと。

【青木弁護士】

では、7番の方はどうですか。

【7番】

私も確かに御指摘どおり、かなり難しかったですよ。検察側が申請した証人がみな同じ犯罪集団の内輪の者らで、その方が発言しているのです、何というか、かばっているのか、そんな感じがして逆に疑ってしまっ、本当に事実を述べているのか、それともかばっているのではないかと、ちょっとその辺はなかなか読み取るのが難しかったですね。

【青木弁護士】

すみません。ちょっと答えにくい質問をしてしまい、申し訳ございません。ありがとうございました。

【司会者】

それでは、別紙第2の3番のところに入りたいと思います。

最後に、これから裁判員や補充裁判員になられる方へ伝えたいことをできるだけみなさんのお話を生の声で、それを見る人にメッセージとしてお伝えしたいと思います。簡単で結構ですので1番の方から順番に、御自身の経験を踏まえて、今後なられる方へのメッセージをいただければと思います。

【1番】

メッセージの前にちょっと要望なのですけれども、私が担当した裁判は被告人が控訴したのですよ。控訴で高等裁判所で裁判が始まったのかとか、もし始まっても、判決が下りたのかどうかというのを知る術がないのですよ。これをぜひ改善していただきたいですね。裁判員を担当した人には、高等裁判所に控訴するかどうかは分かりませんが、高裁に控訴するような場合であれば、その控訴の結果がどうなったのかと、殺人事件で死刑になるとかならないというのは新聞に出るかと思えますけれども、そうではないのは新聞に出ませんので、それを知る術を是非つくっていただければいいなと思うのですよ。

やはりやったのだけれども、もう終わったのだから知らないよと言われてしまうと、何となく自分がやったのは何だったのかなという気になります。

それと生育環境とか更生可能性というのを考えると、ちょっと軽くしてやって更

生可能性というのを考えたほうがいいなというのを評議の場で考えるのがもうちょっとあったほうがいいなと思っています。

裁判員になる人は、罪は罪で殺人だから死刑だとかと単純に考えずに、やはりいろいろなことを背景なりその辺を考えてやっていただくようにしたらいいなと、裁判員になる方に伝えていただければいいなと思います。

【司会者】

ありがとうございます。

冒頭、お話のあった控訴をされたかどうか、あるいは控訴審の結果がどうなのかということについては、私の所属する部ではお知りになりたい方は書記官室に御連絡くださいと、御連絡いただければ、それをお伝えしますということでやっています。1番の方が担当した事件の部に確認をとって、後ほど控訴審の状況をお伝えしますね。

【2番】

私は通知が来たときには、1回断ろうかなとは思ったのですが、娘に相談してみたら、娘はやってみたほうがいいのではないかと伝えてくれたので、経験してみようかなと思って来たのですね。

同じ裁判員の方の中には、一度断ったのだけれども、2回目の通知が来たので来ましたという方がいらっしゃって、その方は公判日程が1回目のときは結構長かったので、仕事の都合上断ったとおっしゃっていて、今回は4日間の公判だったので来ましたという方がいたのですね。

だから、裁判によってそういうふうに公判の日程がいろいろ違うのだなというのも来てみて分かったし、経験してみて、最初は不安でしたけれども、皆さんと意見を出しながら意外と丁寧に説明をしてもらえて、来る前よりはしてみた後のほうが、経験してよかったなと思えたので、まだ経験されていない方も最初は不安かもしれないけれども、来てみたら意外とできるのではないかとということを教えてあげたいですね。

【3番】

私も最初、お手紙が来たときに、わあ、すごいのが来て嫌だなというのが第一印象でした。それで、手紙が来ても選ばれるか選ばれないかは、この場所に来てくじが行われまして、大丈夫だなと思ったら、補充の最後に呼ばれたのですが、その場に入ったら、喜んで受けている方が結構いまして、参加してみて法廷の裏側から傍聴席を見たりしたときに、その逆は何回かあるのですけれども、すごく実感として、こういう経験をさせていただいてよかったなと最後は思えたのですね。

ですから、今は事あるごとに、裁判員をやったけれども、もし来たら絶対に引き受けてねと皆さんにお話ししています。

今度なる方になのですけれども、裁判員裁判というのは、量刑のときにすごく悩むとおっしゃっていましたが、やはり被害者のほうに感情移入してしまうと、先ほど5番の方がおっしゃったように、そういう事件だと、自分に娘がいたり孫がいたりすると、その立場になるとすごく普通の刑よりも重くしたいなというような感情にちよっとなったりするのですね。でも、コソ泥に死刑みたいな、そういう刑は絶対いけないので、その罪に合った刑がちゃんとされるようにあまりに感情を入れないで淡々としている部分も必要なのではないかなと思いましたので、もし選ばれたら、検察官や弁護人の二方のお話を聞いて、示していただいた証拠とかを自分の頭で考えて、第三者的にしっかりした判断ができるようにしてほしいなとお伝えしたいと思います。

【4番】

ちょっとお伺いしたいことがあるのですけれども、今回、裁判に参加させていただきまして、一番怖かったのが、この前、事件にもなったかと思うのですけれども、傍聴席から顔が見えるのが本当に怖くて、補充だったので裁判官たちの後ろにいたのですが、それでも傍聴席の方がよく見える、ということは、向こうからも見えているということで、千葉県内に住んでいるということで、どこかで顔を合わせるかもしれないですし、私は補充裁判員ということで最後の判決のときは、裁判官の方

に、法壇から下に降りたところで着席するように言われたのですけれども、被告人が通う病院が私の生活圏内だということもあって、裁判官の方にも相談して、判決のほうも今までと同じ席に座らせていただいたのです。

今後そういう対応というか、休暇をとるに当たりまして職場の方にも裁判員制度でお休みすることは言ったのですけれども、会社の中でも顔が見えるのが怖いということや裁判官の方に言ってほしいということや言われたのですけれども、そういう対策みたいなものはないのでしょうか。

【司会者】

この時期にあった事件だと、小倉の声掛け事件ですね。

まず裁判所として、そういう裁判員の人に危害を加えるような団体に被告人が所属していたり、あるいは傍聴席にそういう団体の構成員が来るようなおそれがある場合、事前に情報をかなり収集して、一番最初に検討するのは、裁判員裁判の対象事件から外した方がよいかどうかということです。

もし裁判員裁判にしないと判断した場合は、裁判官だけでやるので、裁判員や補充裁判員の方々への危害のおそれは生じません。

一方、そのように除外しなかった事件でも、事件関係者にどんな人がいるかわからないですね。被告人もそうだし、場合によっては傍聴に来た被告人の友達とか、あるいは親戚とか、そういう場合にもなるべく、どんな人が傍聴に来る可能性があるのか情報を集めて、場合によっては接触できないように、皆さんが来るときとか帰るときとかに時間をずらしたり、経路を変えたり、送迎したりもします。

最近では法廷の入口に張り紙を貼りまして、裁判員、補充裁判員の人に声を掛けられたら、それは犯罪だよと、裁判所は厳しく取り締まるよと告知することもしています。

それから、もう一つ、今、言われたように、例えば被告人の方と、あるいは重要な証人の方と生活圏内が同じで、どこかでばったり会ったりして、危害を加えられるかもしれないと、もしそういう不安があれば、裁判官に言ってください。場合によっては、その裁判員あるいは補充裁判員の職を解くということも検討します。

だから、基本的にはそういう声掛けみたいのはないようにこちらで体制を整えていますけれども、不安がある場合には遠慮なく言っていただければ結構だと思います。

【岡井裁判官】

補充裁判員の方の判決のときの席というのも、法壇から降りたところで座っていただいて、今までそういうことが多かったのですけれども、最近はそのまま後ろの席で見ていただく形に変えているところが多いかなと思います。やはり前の席は近いと怖いという方が多くみえるので、そこら辺はいろいろそういう声を参考に変わっていきたいと思います。

【司会者】

そういう率直な声を聞きたいので、ありがたいと思います。

それで、メッセージのほうをお願いいたします。

【4番】

私も最初は通知が来たときは、どうしようかと思ひまして、断りたいけれども、断れる条件になかったので、行こうかなと思って行きました。そして、私も最後の最後に補充裁判員に呼ばれまして、本当に最初は気が重かったのですけれども、でもこの裁判員裁判に参加させていただくことで、最初は先ほど申し上げたとおり、裁判のことを何も分かっていなかったの、それを知ることができたのと、裁判官の方や裁判員の方とかいろいろな意見を出し合って協議したことが、すごくよかったというか良い経験になったのと、あとその裁判が終わってからもいろいろな裁判に興味を持てるようになって、裁判は今まで他人事みたいな感じで、自分と全然関係ないことだと思っていたのですけれども、世の中にはこういう事件があつて、こういう裁判があつて、こういう判決が出るのだなということを自分で考えたり勉強する機会にもなりましたので、これから裁判員になられる方とかは、まだ不安とかがあると思うのですけれども、裁判官の方がきちんとフォローしてくださいますので、ぜひ一度経験してみてもいいのかなと思ひました。

【5番】

私はプラス思考で考えて、最初はえっと思ったのですけれども、こういう体験は絶対ないことだと思っているのですね。それで先ほど言われましたように、テレビを見ていても裁判のニュースが流れると興味深く見るようになりましたし、私のかかった裁判では、裁判官を背に向けて弁護人は右側で、検察側は左側だったとか、そういうのに興味を覚えるようになりましたね。

【6番】

私は最初に申し上げましたように、私はやはり皆さんと違って、手紙が来たときにやったと思ったのですね。それを妹に言いましたら、妹は東京なのですから、1回裁判所まで行って、最後に漏れたらしいのですね。だから、残念がってしまして、「お姉さん、私の分まで頑張ってください。」と言われました。

私は8番の方と同じですごくうれしかったものですから、ぜひ知らない世界とか、こういうところに来る機会がないので、最初からわくわくした気分で来ましたし、本当に弁護士さんの方とか裁判官の方とか検事さんの話も全部漏らさないように、そういう意味では本当に興味がありまして、こういう機会が持てたということに感謝しております。

それで、次にメッセージということなのですけれども、私はやはり与えられたチャンスというものを何か自分のものにしたいなと思いついて、周りで当たった方がいたけれども辞退したという方がいらっしやったのですね。何ともったいないと。やはりせっかく与えられたのだったら、自分の目を見て、いろいろな方にこんなことがあったのよと私も説明しているのですよ。だから、そういう意味では、与えられたチャンスというものは、ぜひ生かしてもらいたいなと思いつきました。

【7番】

感想ですけれども、一つは自分の思い込みが、最初は裁判というのは単に法廷闘争みたいな感じを思いつきました。

例えば、一つは自分としては変に正義感ぶって犯罪者を裁くのだとか、逆に言う

と、被害者がかわいそうだから、感情移入してしまうのではないかとか、いろいろな思いがあって参加したのですけれども、やはり証拠に基づく裁判だなということも思って、その証拠というのを集めていらっしゃる現場の方とか、その辺もちょっと大変だなという感じがしました。

それと、残すメッセージとしては、いろいろ自分も思い入れが激しいから、他人の意見とか思い込みに触れながら、自分の主義、主張を言っていけるというのは、終わってみて自分は社会正義ではないですけれども、自分が思う意見を言い述べたというのは、結果は是々非々にして、やはりそういう経験を積ませてもらったというのは本当にこれからする人に残したいなと思います。

本当に犯罪がなければいいのですけれども、犯罪が増えたりするとどうしても裁判員の出てくる回数が増えたりするから、こういうのができたのかなと思ったのですけれども、逆に言うと、こういうことをすることによって犯罪の抑止につながるようなことにもなるよと、そういうふうに言いたいなと思います。

【8番】

最初に申し上げたとおり、やりたくていい経験をさせていただいたのですけれども、最初、通知が来たときに、自分と母親にも同時に来て、母親は断っていましたが、せっかくだから行くぞと。幸いなことに抽選にも当たりまして、本当に何もかも全てが初体験で刺激的で、人生にプラスになったなと思っています。

あとは、裁判官が、裁判員の皆さんに丁寧な対応をされているのが本当にありがたいなと思って、リラックスできてよかったです。ありがとうございました。

【司会者】

こちらこそありがとうございました。

それでは、皆さん、いろいろな御意見や御感想を、すごい我々のためになることを今日もいっぱいいろいろ聞けましたので、これから我々も頑張っていきたいと思っています。

皆さんも何人かの方に言っていただきましたけれども、機会があれば、よかった

よということを他の人にも伝えていただいていると聞いて、それもすごく本当にうれしく思っております。

また、どこかでお会いすることや、また抽選で選ばれることもあるかもしれませんが、そのときにもし他に用事がなければ、また一緒に裁判できればなと思いますので、よろしく願いいたします。

それでは、本日はどうもありがとうございました。

(別紙第2)

話題事項について

- 1 どのような事件を担当されたのかという点に触れながら、簡単に裁判員・補充裁判員を経験された全体的感想をお聞かせください。
- 2 今回の意見交換会のテーマは「審理の分かりやすさについて」です。以下の点についてお聞かせください。
 - (1) 冒頭陳述について
 - ・ 検察官や弁護人の主張はよく理解できましたか。
 - ・ 簡単すぎたり詳しすぎたりということはなかったですか。
 - ・ 証拠と混同してしまうようなことはなかったですか。
 - (2) 証拠調べについて
 - ・ 書証の調べでは、内容をよく理解できましたか。
 - ・ 証人尋問では、心証を的確にとれましたか。
 - (3) 論告・弁論について
 - ・ 事実認定の評議において役立ちましたか。
 - ・ 量刑の評議において役立ちましたか。
 - (4) その他
 - ・ 審理の合間の裁判官の説明で役立ったことがありますか。
 - ・ 審理全般について、さらに工夫するとよい点がありましたか。
- 3 裁判員・補充裁判員を経験された達成感あるいは負担感などに触れながら、これから裁判員・補充裁判員（又は候補者）となられる方へ伝えたいことをお聞かせください。